

第25回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成24年7月13日（金）15:00～15:50

【出席者】 市長、副市長、教育長、水道局長、総務部長、企画財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、環境経済部参与、都市部長、教育委員会総務部長、消防長（代理）、秘書広報課長、施設管理課長、健康づくり支援課長、子ども支援課長、保育課長、クリーンセンター長、商工観光課長、手賀沼課長、農政課長、道路課長、下水道課長（代理）、公園緑地課長、水道局工務課長、教育委員会総務課長（代理）、学校教育課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

（各課）

- ・ なし

（2）道路側溝の除染について

（道路課）

- ・ クリーンセンターの建屋がもうすぐ完成する予定。
- ・ 走行サーベイの結果が発表されたら、線量が高い箇所について道路課で再測定を行い、優先順位をつけたうえで、小・中学校の通学路を優先的に側溝の清掃をしていく。
- ・ 柏市では、小学校の半径200mの通学路の側溝を優先的に行い、保育園・幼稚園は園の外周道路の側溝の清掃をしていくとしている。

（3）アスファルト舗装上乗せによる放射線量低減実験について

（子ども支援課）

- ・ 根戸小学童保育室前のアスファルト舗装に、アスファルトを3cm上乗せする舗装を行った。
- ・ 施工直後は約20%の低減効果を得られたが、日数が経つにつれて線量が元に戻ってしまい、期待するほどの低減効果は得られなかった。
- ・ 舗装をすることによって、路面に凸凹が生じたり、点字ブロック・区画線の表示直しが必要になったり、雨水の浸透能力がなくなるなどの問題点がある。

（4）放射性物質検出時の給食食材の取り扱いについて

（水道局）

- ・ 飲料水については国の基準値である10ベクレルを基準とする。
- ・ 検出限界値は0.5ベクレルぐらいであるが、万が一検出されても、基準値未満であれば通常通り供給を行う。

（学校教育課）

- ・ 給食食材については、一般食品の基準値である100ベクレル未満であっても、検出限界値を超えた場合は給食に使用しない。

(保育課)

- ・ 検出限界値を超えた食材については給食に使用しない。

(5) 食品等の放射性物質検査（消費者対応）に関する実施要領の改正について

(商工観光課)

- ・ 実施要領の改正理由
 - ✓ 24年度から食品の新基準値が導入された。
 - ✓ 測定時間を20分→40分へ変更したことによって、検出限界値が下がった。
 - ✓ 受付時間を午前9時～午後3時までとし、平日のみの受付とした。
 - ✓ 検査の申込が多く、測定まで10日ほどかかる状況であり、追加検査による委託費が増加した。
- ・ 古利根沼で採取されたマブナからセシウム134が90ベクレル、137が158ベクレル検出された。古利根沼は漁業権がないため、公園緑地課に注意喚起の看板の設置をお願いし、沼の半分を所有する取手市に情報提供を行った。

(決定事項)

(6) 放射能対策総合計画（案）について

(放射能対策室)

- ◆ 素案から、次の事項について訂正し案としたことを説明し、提案のとおり決定された。
 - ・ 公共施設の放射線量、除染実施計画の進行管理表、国・東京電力への要望内容を資料として追加。
 - ・ 3Pに担当課を明記。4Pの4-2を「商工観光業」としているが、「観光」を外す。4-3「市内事業者」を「農業者・観光事業者」へ変更。
 - ・ 8～10Pの手賀沼の放射性物質モニタリング結果に、県による調査結果を追記。
 - ・ 11Pに法定の目標値と市の独自目標を両方載せていたが、市の独自目標のみを掲載。
 - ・ 12Pに県の除染スケジュールを追記。
 - ・ 14Pにクリーンセンター周辺の放射線量測定結果を公表することを地元の了解を得た上で追記。放射性物質による手賀沼への影響監視では、「流域市と連携を図り専門的知見の収集に努め」を追記。
 - ・ 15Pに「給食食材については、放射性物質が検出されたものは、検出値が厚生労働省で定める食品中の基準値を下回っていても、給食には使用しない対応をとってきました。」を追記。
 - ・ 16Pに「市民が持ち込んだ食品・飲料物において、基準値を超える放射性セシウムが検出され、その品目が流通品であった場合は、消費者庁および千葉県にすみやかに報告することが必要です。また、自家消費物であった場合は、広報などで広く注意喚起を行う必要があります。」を追記。
 - ・ 17Pの今後の方針として、結果の公表と検出された場合の対応を一つの文章にまとめて書いていたが、分けて記述するとともに、検出された場合の対応を具体的に記述。
 - ・ 22Pの3-1に「内部被ばく線量測定結果の評価」を、3-2に「内部被ばくに関

する情報提供」を追記。

- 24Pの今後の方針について、「農業や商工業」の部分を「農業や観光業」に変更。
- 25Pの4-3に、「観光事業者が受けた損害の賠償に係る支援の実施」を追記。